



▲土山駅南側広場に商業施設を

## 土山駅南広場の開発を

町長 **A** 実施に向けて検討したい



明風会代表  
河南 博

**問** 土山駅南広場をにぎわいの地域として、商業施設や分譲マンションを併せもつ施設の建設は、税収増、雇用問題など、経済効果が期待できるが、議会ははじめ住民の意見を頂きながら、慎重に取り組んでいきたい。新たな計画は、時間がかかる。

**答** 時間がかかるからこそ今、検討チームを立ち上げるべきでは。

**問** 周囲の状況、変化を見極め、議員の提案を真摯に受け止め、平成23年度中に検討チームの立ち上げが実現できるよう、庁舎内で検討していきたい。

**問** 土山駅南の開発は23年度以降の最優先事業と

思うが。

**答** 同感である。

**子ども手当の町負担額は**  
**理事 三村 7800万円**

神奈川県は地方負担分を保育所整備に充てるなど、負担を拒否する自治体もある。

**問** 本町の子ども手当の負担額は。

**答** 7800万円である。

**問** 負担額を学校の整備や子どもの医療費に充てる考えは。

**答** 国の方針通りの執行を考えている。

**問** 給食費などの天引きはどこまでの範囲を。

**答** 保育料、給食費について実施したい。

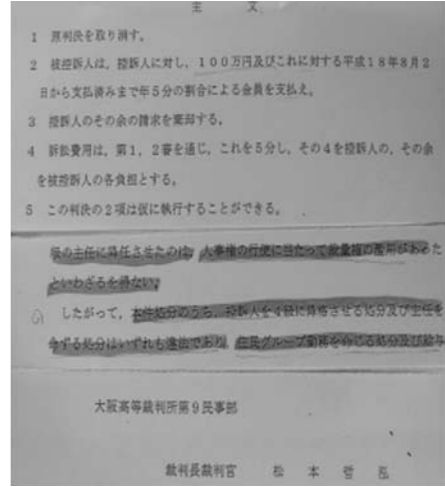
**町内業者の育成を**  
**理事 三村 参入を広げる**

**問** 入札資格審査などの規制緩和で、町内業者が参加しやすい入札制度の構築を図るべきでは。

**答** 入札に当たっては、等級格付けに沿って参加条件をその都度決定し、特に町内業者については、同じ等級であっても町外の業者よりも参入できる工事金額の範囲を広げている。

**問** 入札最低制限価格制度の復活を。

**答** 現在も郵便応募型案件付一般競争入札において設けてあり、全入札価格を平均した数値に10分の8を乗じて得た額とするもので、市場性を勘案し、有効と考えている。



▲「人事権濫用の違法である」との高裁判決文

## 人事権の濫用で違法

町長 **A** 地裁では認められた



住民クラブ代表  
永谷 修

**問** 大阪高等裁判所の判決をどのようにとらえているか。

**答** 上告の議案が認められず、上告の道が閉ざされたことは大変遺憾である。

**問** 最高裁は憲法違反と高裁の判例違反しか審理しない。遺憾であるとは、町の民主主義議会や日本の司法制度を否定する言葉と思うが。

**答** 顧問弁護士とも相談したが、上告すべきかどうかは、議会が判断すべきものではないと考えている。

**問** 納税者である住民の反応をどのようにとらえているか。

**答** 町として上告すべきであったとの多くの意見がある。

**問** 多くの住民から感謝

料100万円を税金から払うのはおかしい。町長に払ってもらってくださーいとの意見があるが。

**答** 町長としての職権に基づいて公務で行ったものであり、上告に際しても議会の判断を仰いでいる。個人で支払うべきものではない。

**問** 確かに町長の職権でなければ成し得ないことだが、国家賠償法では町長に故意や過失があれば、町から請求できることになっている。

**答** 判決では「降格人事には本人の意向を聞くこととなっているが聞いていない上に過度の降格としたことが、人事権の濫用で違法」と判断されているので、町長個人の責任では。

**問** 加古川市・播磨町公平委員会と神戸地方裁判所で、町の主張が認められており、5回の係争の中で今回の判決は唯一裁判官の見解が違ったものである。

**答** 降格願いは強要したものではなく、過失があったとは思っていない。よって、町長個人の責任とは考えていない。

**問** 他の5名に関する内容を混同しているが、今ただしているのは1名の案件である。公平委員会や地裁の判断ではなく、最終的に社会が認知するのは高裁の判断だが。

**答** 公平委員会や地裁の判断も含め最高裁での判断を求め上告すべきであったが、議会の議決を得られなかった。